

士幌町立中士幌小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日改訂

はじめに

「いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感をもちいじめが行われなくなるようにすること」という基本認識に立ち、本校の児童が、明るく楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を創るために「中士幌小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止の基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内に「いじめを許さない」「多様性を認め互いに支え合う」心を育みます。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解消します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、「いじめ」を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って事実関係を確認、対応・解消に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るなど規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間を通して育み、すべての児童が活躍できる集団づくりを目指す。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも指導する。

＜教員に対して＞

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努めるとともに、他者とのかわりや人の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生き生きと学ぶ授業を日々実践するよう努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員が持っていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求めるなどして組織として一貫した対応をとる。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童の変化や発するサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便りやPTA及び地域の会合、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・日頃から児童の様子の見守りや挨拶、声かけなどをしていただけるよう協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・即時対応について

＜早期発見に向けて・・・「変化に気づく」＞

- ・児童の様子について担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童に対して、教員が積極的に声かけを行い、児童とのつながりを持ち安心感をもたせる。
- ・複数回のアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童の悩みや苦しみをしっかり受け止め、児童に寄り添い支えいじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。（安全確保）
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告し、速やかに校内で情報を共有する。

＜早期の解消を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を即時に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることが気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・対応した内容など、必ず時系列で記録しておく。

4 校内体制について

- ・特別委員会として「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、指導部担当教諭、養護教諭とする。必要に応じて担任等が参加する。
- ・いじめ問題等の重大事案に対応する組織として、「学校いじめ対策特別委員会」を設置し、必要に応じて招集する。構成員は、学校いじめ対策委員会のメンバー、担任、PTA役員、学校運営協議会委員とする。（重大事案のうち犯罪行為と認められる場合は警察への相談や通報行う。例、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、不同意わいせつ、児童ポルノ提供等）
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有する。
- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は土幌町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については法に即して、土幌町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
- ・地域全体で「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての話し合いを奨励することをお願いする。